

## 6次産業化普及促進事業(市単)

【目 的】	農林漁業者の経営の多角化による収益向上を図るため、自ら生産した農林水産物の加工や販売など「6次産業化」の取組に必要な経費の一部を補助します。
【対 象 者】	農林漁業者
【補助対象】	加工や販売に必要な機械・施設の整備等に必要な経費、機械装置リース料、工具・器具費、原材料費、外注加工費、技術指導費、共同研究費、分析・調査費、広告宣伝費、販促資材作成費、出展費、会場装飾費、梱包運搬費等
【要 件】	過去2年度(令和7年度・令和8年度)以内に本事業補助の活用実績がないこと
【補助割合】	事業費に対し、(市)2/3以内(15円万上限)